

堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業者募集要項 (公募型プロポーザル方式)

堺市文化観光局文化部文化課が実施する公募（プロポーザル方式）への参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、参加される方はこの募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 業務内容等

民間等のノウハウを活用し、堺市ヒストリックカー・コレクション（以下、ヒストリックカーという。）を効果的・効率的に活用することをはじめ、適正に維持管理することで、本市の都市魅力の向上等に資することを目的とします。

詳細な内容等については、別紙1「堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業者公募に関する仕様書」のとおりです。

2 対象物件

物件名		台数
ヒストリックカー	車両	50台
	木型	5台
	部品	一式

※詳細は別紙資料のとおり

3 事業期間

契約日から5年間

事業期間中におけるヒストリックカーの維持管理や活用展開が良好と認められる場合、契約内容等について本市と再協議のうえ、事業期間の延長（最長5年）を認める。

契約締結後から6ヶ月以内に、上記対象物件の全てを堺市竹城台倉庫から搬出し、それ以降、維持管理及び損害賠償等の責を負うものとする。

4 貸付料

最低貸付料はありません。

なお、企画提案書類に貸付料を記載した場合、契約代金を1年毎に本市が発行する納入通知書により納付しなければならない。1年目は契約締結日から1ヶ月以内、2年目以降は1年目の納付日を納付期日とする。納付期限が土曜日又は日曜日、祝日の場合は、直前の平日を納付期限とすること。

5 使用上の条件及び制限等

(1) 使用形態

本件は、堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第7条の規定に基づき、本市が借受者に対し、市有財産を賃貸借契約又は使用貸借契約により貸し付ける方法とします。

(2) 使用上の条件及び制限

①貸付物件は、歴史的・希少的価値が高いヒストリックカーであることから適切な環境（屋内、十分な面積、セキュリティ等）のもと保管し、活用や維持管理等を行うにあたっては、細心の注意を払い、ヒストリックカーの価値の維持・向上に努めること。

- ②企画提案書に記載して市が承認した事業は必ず実施すること。
また、それ以外には対象物件を使用してはならない。提案内容に変更が生じる場合は、速やかに本市に報告し、協議のうえ変更の承認を受けること。
- ③ヒストリックカーの活用にあたっては、必ず堺市の都市魅力の発信及び寄贈者の顕彰を行うこと。
- ④ヒストリックカーの部品交換、修繕等を行う場合は、原則、オリジナル性（部品や工法等）を確保するとともに、事前に本市に計画書等を提出したうえで承認を得ること。
また、本市が必要であると判断した場合は、メーカーであるビー・エム・ダブリュー株式会社の指導・助言等を受けること。
- ⑤契約日から1年ごとに事業報告書を提出すること。その報告書に基づきモニタリングを行い、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

6 資格要件

次の要件をすべて満たす法人が応募することができます。

なお、共同企業体による応募は可とし、資格要件（2）は代表構成員が対象です。

- (1) 仕様書等の内容を理解のうえ、ヒストリックカーの活用に意欲があり、適正に維持管理することができる能力（自動車整備士1・2級を取得）を法人内（共同企業体で参加の場合、いずれかの法人で可とする）に有するとともに、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (2) 応募者は国内に本店または支店・事業所・営業所等を有する法人であること。
- (3) 車両の維持管理に際して、許可、資格または免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者または免許者を従事させることができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (5) 本市入札事務に関して資格停止となっていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (8) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者。

7 日程

募集要項の配布	平成29年2月1日（水）から
プロポーザル参加申請書の提出	平成29年2月17日（金）まで
質問の受付	平成29年2月24日（金）まで
質問に対する回答	平成29年3月3日（金）
企画提案書類の提出	平成29年3月22日（水）
プレゼンテーション実施日（予定）	平成29年3月29日（水）
プロポーザル審査結果通知（予定）	平成29年3月31日（金）
契約の締結（予定）	平成29年6月30日（金）まで

8 経費の負担

原則として、ヒストリックカーの活用及び維持管理、搬出入等に係る全ての費用は、借受人において負担することとする。

ただし、レストアのようにヒストリックカーの価値が著しく向上するような修繕等を行う場合は市の許可を得ること。その費用については、本市と借受人が別途、協議することとする。

9 応募手続き等

(1) 応募書類等の配付

応募書類等については次の①、②のいずれかにより入手してください。

①堺市ホームページ (<http://www.city.sakai.lg.jp/>) からダウンロード。

期間：平成29年2月1日（水）から平成29年2月17日（金）まで

②堺市文化観光局文化部文化課にて配付。

期間：平成29年2月1日（水）から平成29年2月17日（金）まで

午前9時から正午まで、午後0時45分から午後5時30分まで

（土曜日、日曜日を除く）

(2) プロポーザル参加申請書等必要書類の提出

参加を希望する者は、以下の書類を1通ずつ提出してください。

①提出書類

1	プロポーザル参加申請書（様式1）	・共同企業体の場合は、代表構成員を一番上に記載し、全ての事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。
2	登記事項証明書（コピー可）	
3	同意書（様式2）	・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。
4	納期の到来した直近の国税等の納税証明（写し可）	・「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明（その3の3 未納のないことの証明）

②申込方法

【郵送の場合（書留によること）】

受付期間 平成29年2月17日（金）必着

送り先 〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市文化観光局文化部文化課施設整備係 あて

【持参する場合】

受付期間 平成29年2月17日（金）まで

午前9時から正午、午後0時45分から午後5時30分まで

※土曜日、日曜日は受け付けません。

提出先 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館5階

堺市文化観光局文化部文化課施設整備係

(3) 質問及び質問に対する回答

- ①受付期間 平成29年2月1日(水)から平成29年2月24日(金)まで
午前9時から正午、午後0時45分から午後5時30分まで
※土曜日、日曜日は受け付けません。
- ②方法 質問書(様式4)を使用または参照し、FAXまたは電子メールにより送信してください。送信後、電話で質問書送信の旨を連絡してください。直接持参による提出でも結構です。それ以外の方法(電話、口頭)による質問は一切応じません。
- ③送信及び提出先 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館5階
堺市文化観光局文化部文化課施設整備係
TEL 072-228-7143
FAX 072-228-8174
Eメール bunka@city.sakai.lg.jp
- ④質問書への回答 全質問に対する回答を、平成29年3月3日(金)に堺市ホームページに掲載します。なお、この回答をもって、本要項の補完、追加とします。

(4) 物件確認

ヒストリックカーの状態を確認することを希望する場合は、平成29年2月14日(火)午後5時30分までに、堺市文化観光局文化部文化課施設整備係へ電話で申し込んでください(072-228-7143)。日程等を調整のうえ、確認を行っていただきます。

なお、期限までに申し込みのない場合は、確認をすることができません。

(5) 企画提案書等の提出

- ①提出書類
- ・企画提案書
A4版(ページ数及び縦横は問わない。縦の場合は左綴じ、横の場合は上綴じ。)
後日実施予定のプレゼンテーションにおいて、パワーポイントを使用する場合は、その資料と同じ内容にするものとする。
 - ・会社概要等
会社パンフレット等、営業実態やその内容が判断できるもの
- ②提出部数
6部(正本1部、写し5部)
- ③提出期限
平成29年3月22日(水)午後5時30分まで
※土曜日、日曜日は受け付けません。
- ④提出先
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館5階
堺市文化観光局文化部文化課施設整備係
- ⑤提出方法
上記まで直接持参してください。
なお、受付時間は、午前9時から正午、午後0時45分から午後5時30分までとします。受付時間を経過した場合は受付できません。
- ⑥その他
- ・必要に応じて、他の書類の提出を求めることがあります。
 - ・提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。
 - ・提出された書類は、今回の審査以外には使用しません。

・応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(6) 企画提案書記載事項

別紙1「堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業者公募に関する仕様書」に基づき、ヒストリックカーの活用及び維持管理の手法やアイデア等を提案すること。

なお、以下の項目は必須とする。

①実施概要

- ・ヒストリックカーの活用展開について
- ・ヒストリックカーの維持管理、保管場所について
- ・本市の都市魅力の発信をはじめとする本市にとって有益な提案について
- ・ヒストリックカーの寄贈者である故土居君雄氏の顕彰について
- ・堺市民にとって有益な企画について
- ・年間収支計画

②実施体制

全体の実施体制のほか、具体的に事業計画を実施する管理者・担当者等の経歴・資格、本業務と同等の履行実績などについても記載すること。

(7) 辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、企画提案書類を提出しない場合は、平成29年3月17日(金)までに辞退届(様式7)を提出先に持参してください。

また、企画提案書類を提出後、借受人予定者の選定を辞退する意向のある場合には、速やかに本市に連絡してください。上記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められませんが、辞退するに至った事情等を聴取したうえで取扱いを決定します。ただし、企画提案書の審査が終了している場合は、辞退することはできません。

10 企画提案書の審査

(1) 審査基準及び配点表

別紙「審査基準及び配点」のとおり

(2) 審査方法

- ①提出書類及びプレゼンテーションの内容を本市の庁内関係部局で構成する選定委員会において審査し、一番点数が高い業者を優先交渉権者として選定します。ただし、合計点が総配点の6割未満の場合は、優先交渉権者として適合者なしとする。
- ②プレゼンテーションの日時等の詳細については別途連絡を行います。プレゼンテーションにあたっては、パワーポイントやパネル等の利用を可とするが、その内容は企画提案書の記載と合わせるものとする。
- ③審査のうえで疑問点や確認事項等が発生した場合は、各々の提案者に確認を行います。
- ④審査内容、結果についての異議は認めません。

(3) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査のうえ失格とします。

- ①本募集要項に定める資格要件を満たしていない場合
- ②企画提案書の内容が、本募集要項及び仕様書に示す要件を満たしていない場合
- ③企画提案書等の提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- ④企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ⑤著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥業務を履行することが困難と認められる場合
- ⑦企画提案書の内容が、法令違反等著しく不適當な場合
- ⑧2案以上の企画提案があった場合
- ⑨審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (4) 審査結果の通知（優先交渉権者の決定）
審査結果は、採否に関わらず、平成29年3月31日（金）頃（予定）に通知します。
その後、資格要件の確認を行い、優先交渉権者として決定します。

1.1 契約締結

本市と借受人は平成29年6月30日（金）までに契約を締結する予定です。契約書（案）及び仕様書（案）は、別紙のとおりです。借受人の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり条項、仕様書の補正等を行う場合があります。

また、本件契約に添付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人の負担となります。なお、借受人予定者が本件契約を締結しない場合、借受人としての決定を取り消します。

1.2 契約の解除

本市は次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができます。

- ア 貸借契約又は使用貸借契約に定める義務に違反したとき。
- イ 借受人において使用上の義務違反、又は不法行為があったとき。
- ウ 借受人が契約日から6か月を経過してもなお指定用途に供せず、又はその用途に供した後、その用途を廃止したとき。
- エ 借受人が銀行取引の停止又は破産、民事再生、会社更生等の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- オ 借受人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- カ 共同企業体の場合、代表法人に変更があったとき。

1.3 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、堺市情報公開条例第6条第1項に基づく公開請求があった場合、原則として公開するものとします。ただし、生産技術上や販売上の情報等で、公開により事業活動が損なわれると判断されるような場合には、提案事業者に相談のうえ、非公開とすることがあります。

- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- (3) 企画提案書で表明された内容に基づきヒストリックカーの活用及び維持管理していただくこととなりますので、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこととし、優先交渉権者に決定された後であっても、業務目的が達成できないことが確認できた場合には、貸付を行わないことがあります。また、それに伴い提案者が被る損害については、本市は一切賠償しません。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (5) 本募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市文化観光局文化部文化課（堺市役所高層館5階）
電話 072-228-7143（直通）